

第58号議案

足立区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

令和2年3月24日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区長等の給料の特例に関する条例

(区長等の給料月額)

第1条 足立区長等の給料等に関する条例(昭和31年足立区条例第13号)第2条の規定にかかわらず、区長及び教育委員会教育長の給料の月額は、同条例別表第1に掲げる区長及び教育委員会教育長の給料月額からその10分の5に相当する額を減じて得た額とし、副区長の給料の月額は、同表に掲げる副区長の給料月額からその10分の3に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例(昭和34年足立区条例第4号)第3条の規定の適用については、この限りでない。

(端数計算)

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、同年5月31日限り、その効力を失う。

(提案理由)

区長、副区長及び教育委員会教育長の給料月額を減額する必要があるので、この条例案を提出いたします。